

玉川学園地域まちづくり憲章

この地は、1929年（S4）4月、教育者・小原國芳氏が玉川学園を開校し新駅を設置して以来、今日（2009年）に至る約80年の歴史を持っています。その年月、先人たちは文教の地の建設をめざし、豊かな緑と魅力的な起伏をいかしたまちづくりを進めてきました。我われは、このような歴史を経てつくられてきた良好な環境を享受するのみならず、その魅力と価値をさらに高め、後代に引き継いでいかなければなりません。

これまでにも都市計画法に基づいて「文教地区」の決定がなされています。また1999年（H11）に策定された町田市都市計画マスターplanでは、「多様な住まい手の参加を活かしながら、地域の顔となる生活核の形成や、良好な住宅地づくりなどにより、「学園」の名にふさわしい質の高いまち（文教のまち学園）を目指します」とその目標が定められているところです。

これらをふまえ、我われは次の5つの目標を「まちづくり憲章」として掲げるものです。

第1 豊かな文化が花ひらくまち

先人の努力をふまえ、子どもも大人も高齢者も障がいを持つ者も、地域の人々が手を取り学び、高め合える豊かな文化のまちをつくる。



第2 恵まれた緑と自然を大切にしたまち

木々の緑、湧水や井戸、集まる小鳥や動物たちなど四季折々の環境と生態系を大切にするとともに、地震などの自然災害にも配慮したまちをつくる。

第3 地形の持つ魅力や街なみ景観を尊重するまち

丘と谷戸、坂道や家々が織りなす、変化に富んだ地域の特徴や魅力を理解し、地形をいかした眺望やまちなみ景観を尊重し、大事にしたまちをつくる。

第4 落ち着きと華やぎのあるまち

街路の樹や花壇、住む人を訪ねたくなるような生垣や庭の緑、買い物をしたくなるような洒落た店先、住宅街にも点在するギャラリーやカフェなど、「道路などの公的（パブリック）空間」と「建物や敷地などの私的（プライベート）空間」を魅力的につないで、落ち着きと華やぎのあるまちをつくる。

第5 建築に際しては周辺との調和を心がけ、街なみに貢献する

建築や開発をしようとする者は本憲章を尊重して、周辺と調和しさらには周辺に貢献する街なみを形成するように、努めなければならない。

地域に住み、あるいは今後住む者は、本憲章の目標を実現するために、行政や事業者の協力を得つつ、自らが主役となって様々な活動の場をつくっていきましょう。そのために必要となる場所や建物の確保も目指していきましょう。

また、事業者は、宅地開発や建築行為等の計画を行う場合、私たちの地域で定めたこの憲章の精神を尊重し、よりよいまちづくりに貢献するよう、地域住民と充分な話し合いを行い、互いに理解しあう為の努力を行なってください。

さらに、行政には、制定された憲章の意味を充分に理解された上で、関係各課各係にこの地域における憲章の存在を周知し、かつ、当該地域に於いて計画を検討中の事業者および地権者に、地域住民との協議を促す努力を要望します。

まちづくり憲章は、**2009年5月25日**付けて玉川学園地区町内会自治会連合会によって制定されました。（なお、連合会を構成する団体の範囲は上図の活動範囲のすべてではありません）



* 表紙、デザインガイド等の挿絵は、会員の娘さんのタケヤシリエコさんの手によります。歴史を大切に丘の緑に包まれて暮らす人々が集い賑わうという、目指すまちのイメージが表現されています。